

PTA 会則



付細則

慶弔規定

活動案内

東京都小金井市立南中学校 PTA

東京都小金井市貫井南町 1 丁目 26 番 1 号

電話 042-383-1105

第1章 総則

- 第1条 本会は小金井市立南中学校PTAと称し、事務所を小金井市立南中学校内に置く。
事務所住所 東京都小金井市貫井南町1丁目26番1号(042-383-1105)
設立 昭和53年4月1日
- 第2条 本会は任意の団体であり、本校生徒の保護者とその教職員が協力して、生徒の健全な育成をはかることを目的とし、そのために会員の教養・親和その他目的達成に必要な事業を行う。ただし、この会として政治・宗教に関して一党一派を支持すると思われる活動など、この会の目的から外れる活動は行わない。

第2章 会員

- 第3条 本会の会員は、本校生徒の保護者および教職員とする。
入退会は任意とする。入学及び転入時に入会の意思を確認する。
入会后、在学している期間は、退会の申し出がない限りは入会しているものとする。

第3章 組織

- 第4条 本会に次の委員会を置く。
1.役員会 2.全学年委員会 3.学年委員会 4.各専門委員会 5.特別委員会
- 第5条 各委員会の委員の選出は、次の通りとする。
各学級から学年委員、各専門委員を選出する。委員の人数は、役員が活動内容にあわせた人数を決定することとする。
- 第6条 各委員会の委員の任務は、次の通りとする。
- 1.役員会
 - (1)役員会は会の目的にてらして 各委員会との連絡をはかるとともに全般を掌理して常務を執行する。
 - (2)総会および全学年委員会に提出する議案を作成する。
 - 2.全学年委員会
 - (1)全学年委員会は各委員会共通の問題を話し合い、委員会相互の連絡調整をはかる。
 - (2)全学年委員会は各委員会からの報告を受け、検討する。
 - (3)全学年委員会は総会に次ぐ議決機関で、総会に提出する議案を整理する。
 - 3.学年委員会
 - (1)学年委員会は、この会の目的を達成するために、学校と密接な連絡をはかり学年に即した活動を行う。
 - (2)学年に所属する教職員は、該当学年の学年委員となる。
 - (3)学年委員の任期は1年とし、再任をさまたげない。
 - 4.各専門委員会
 - (1)各専門委員会は、会員相互の理解を深め、更に地域との連携をはかる。
 - (2)各専門委員会は教職員1名が顧問となる。
 - (3)各専門委員の任期は1年とし、再任をさまたげない。

5. 特別委員会

- (1) 特別に活動する必要がある場合、全学年委員会の承認を得て本会副会長を委員長とする特別委員会を設けることができる。
- (2) その任務および委員の選出については全学年委員会で決定する。

第4章 役員

第7条 本会に次の役員および会計監査を置く。

1. 会長 1名(保護者)
2. 副会長 4名(保護者3名、教職員1名)
3. 書記 3名(保護者2名、教職員1名)
4. 会計 3名(保護者2名、教職員1名)
5. 相談役 1名(学校長)
6. 会計監査 2名(保護者)

役員(会長を除く)の人数は必要に応じて、上記の人数に限らず増員もできる。

第8条 役員および会計監査の選出は次の通りとする。

1. 保護者側役員および会計監査の候補者は選考委員会で選出され、総会において承認される。ただし、年度途中で欠員もしくは増員の必要が生じた場合、全学年委員会にて承認される。
2. 教職員側役員は主幹教諭、各主任をあてるものとする。
3. 保護者側役員選出の内規は別に定める。

第9条 役員の任期は1年とし、再任をさまたげない。

補欠によって就任したときは前任者の残余期間とする。但し、任期満了後も後任者の決定まではその職務を行う。

第10条 役員および会計監査の任務は次の通りである。

1. 会長は本会を代表し会務を統べ、総会、役員会、全学年委員会を招集してその主宰者となる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。
3. 書記は総会、役員会、全学年委員会の通知をし、議事の記録、保管および庶務を行う。
4. 会計は本会の経理をつかさどり、総会に予算案を提出し、また決算の報告を行う。
5. 相談役は会長の諮問に応じて、すべての集会に出席して意見を述べるができる。
6. 会計監査は、この会の経理を監査し、その結果を総会に報告する。

第5章 集会

第11条 本会の集会は、第4条に定める委員会のほかに次の集会を持つ。

1. 総会

第12条 総会は全会員で構成するこの会の最高議決機関で、毎年度初めに開き次の事を行う。

1. 前年度の事業報告

2. 前年度の決算報告
3. 役員の改選
4. 新年度の事業計画審議
5. 新年度の予算審議
6. その他必要事項

- 第 13 条 全学年委員会が必要と認めたとき、又は会員の 3 分の 1 以上の請求があるときは、臨時総会を開くことができる。
- 第 14 条 総会の定足数は会員の 3 分の 1（委任状を含む）とし、その他の会は過半数とする。議事は出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

第 6 章 会計

- 第 15 条 本会の運用に必要な経費は、本校生徒の保護者及び教職員からの活動支援費とその他の収入によってこれにあてる。
- 第 16 条 本会の活動支援費は、一世帯年額 1, 5 0 0 円とする。納入は PTA 会員/非会員を問わず、任意とする。
- 第 17 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 付則

- 第 18 条 本会の運営に必要な細則および慶弔規定は全学年委員会で定め、改廃したときは総会に報告する。
- 第 19 条 本会則を改正するときは、総会で承認されなくてはならない。
- 第 20 条 本会則は昭和 53 年 4 月 1 日よりこれを施行する。

昭和 59 年	5 月 26 日	一部改正
平成 06 年	5 月 07 日	一部改正
平成 08 年	4 月 01 日	一部改正
平成 12 年	3 月 04 日	一部改正
平成 27 年	5 月 08 日	一部改正
平成 28 年	5 月 06 日	一部改正
平成 30 年	5 月 11 日	一部改正
令和 07 年	5 月 02 日	一部改正

PTA 役員選出に関する内規

1. PTA 会則第 4 章第 8 条 3 項にもとづき、保護者側役員（会長、副会長、書記、会計、会計監査）選出についての内規を次のように定める。
2. 保護者側役員選出のための選考委員を選出し、第 1 回委員会は会長がこれを招集する。
3. 選考委員会は学年委員に選出された保護者と選考担当となった教職員で構成する。
4. 選考委員は保護者側役員選出の事務を行い、任務は次年度総会による役員決定までとする。
5. 新 1 年生（現小 6 年）からの保護者側役員候補の推薦もできる。

平成 12 年 3 月 4 日より施行する。
令和 07 年 5 月 2 日 一部改正

付則

小金井市立南中学校 PTA 細則

1. 活動支援費の納入方法
本会の活動支援費は年一回払いとし、年度初めに学校にて集金する。
年度途中の転入者については、転入の月に応じた活動支援費とする。
（4 月から 6 月までは PTA 会則第 6 章第 16 条の通り、7 月から 12 月までは 1,000 円、1 月から 3 月までは 500 円とする。）
また、年度途中の転出者及び退会者については、すでに納入した活動支援費は返済しない。
2. 予算の補正
予算の補正は、必要に応じて全学年委員会で行うことができる。

令和 07 年 5 月 2 日 一部改正

小金井市立南中学校 PTA 慶弔規定

小金井市立南中学校の生徒及び PTA 会員の慶弔に関しては、次に上げる規定によって行う。

- | | |
|-------------------|----------|
| 1. 会員の死亡に対する弔慰金 | 10,000 円 |
| 2. 在校生徒の死亡に対する弔慰金 | 10,000 円 |

3. 教職員の配偶者、子どもの死亡に対する弔慰金 5, 0 0 0 円
4. 上記以外の特別な場合は、役員会で協議の上、慶弔等の意を表すことができる。

付.この規定は平成 08 年 4 月 01 日より適用される。

付.この規定は平成 28 年 5 月 06 日より適用される。

付.この規定は平成 30 年 5 月 11 日より適用される。

PTA 会則の内容に相違ありません。

PTA 会長署名欄	
住所	_____
小金井市立南中学校 PTA 会長	_____ 印